

支部だより

第133号〈公31号〉[平成28年11月10日発行]

HPアドレス <http://www.seibu-takuken.jp> メールアドレス seibu@takuken.or.jp

〈埼玉西部支部 TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395〉

晩秋の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

「支部だより」第133号を発行致しました。皆様のご意見、ご感想をお寄せ下さい。

平成28年度事業活動も後半に入ってまいりました。「宅建業者法定講習会（坂戸会場）」の開催、支部内7会場に於いて地域事業に参加協力しての「不動産フェア」、また現在、法令遵守指導員により対象会員への「法令遵守指導」が実施されております。後半の支部事業におきましても、会員の皆様のご協力ご参加をお願い致します。

平成28年度第6回支部理事会〔理事数40名、監事数2名内、出席数35名、委任状6名〕が、平成28年10月20日（木）15時00分より、支部事務所にて開催されました。また、平成28年度上期収支決算書等については、平成28年10月17日（月）支部事務所において監査会が開催されました。上期における予算の執行状況等について、詳細にわたり監査をした結果、適正であったことが報告されました。

訃報

平成28年9月30日（金）、横田建設グループ会長 横田庄平様（元支部長）がご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。支部運営にご尽力されたご功績に対し、心から御礼申し上げます。

【平成29年度支部定時総会・平成29年新年賀詞交歓会について】

平成29年2月16日（木）川越東武ホテルにて開催いたします。詳細につきましては、次号「支部だより」にてご案内申し上げます。

宅地建物取引士賠償責任保険制度のご案内

- ◆募集期間 平成28年12月9日（金）まで（必着）
- ◆加入資格者 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会会員（事業所）に従事している宅地建物取引士及び従業員
- ◆保険期間 平成29年4月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時まで
- 〈取扱窓口〉 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会本部 TEL048-811-1820

〈既にご加入の皆様へ〉

前年度と同じ内容で自動継続されます。変更がある場合は、1月初旬のご案内時にお手続き願います。

[入会者] (平成28年9月9日～平成28年11月9日)

No.	商号・名称	代表者名	事務所所在地	TEL	FAX
1	田村ハウジング	田村健太郎	ふじみ野市亀久保 1136-73	049 293-4463	049 293-4464
2	(株)ジャストホーム	矢島 高明	川越市旭町 3-16-36	049 257-5588	049 257-5515
3	(有)川越ホーム 蔵のまちコ ンサルティングオフィス	松ヶ角尚人	川越市幸町 1-12-2F	049 227-6646	049 227-6647
4	(株)まちづくり川越	大久保敏三	川越市仲町 1 番地 12	049 236-3680	049 236-3690
5	あい福祉不動産	田賀 裕幸	富士見市勝瀬 743-1	049 269-6511	049 269-6522

[退会者] (平成28年9月9日～平成28年11月9日)

No.	商号・名称	地域	理由	No.	商号・名称	地域	理由
1	(株)タカオエステート川越店	川越	支店廃止	4	(株)木佐商事不動産部	川越	廃業
2	(株)大山不動産	坂戸	廃業	5	(有)大宝商事	鳩山	廃業
3	スズキ不動産	坂戸	廃業	6	(株)ハウスサポート西友上福岡店	ふじみ野	支店廃止

会員数670名(平成28年11月9日現在)

埼玉県への宅建業免許申請・届出の書式等は、
埼玉県建築安全課 HP から！

〈アクセス方法〉

埼玉県庁 HP→建築安全課→宅地建物取引業→
業者免許の申請・届出(書式ダウンロード)

※支部経由の場合は、別途書類有、ご連絡を！

〈宅建業免許更新期限を迎える方〉

宅建業免許更新、提出期間経過で免許失効！

免許権者への提出期間は、

免許満了日の90日前から30日前まで
(協会経由：100日前から50日前まで)

※証紙は協会本部にて販売しております

ご注意下さい！

最近、「カラーコーン」といわれる赤い円錐形の保安器具に不動産広告を貼り付けて路上に置かれているものをよく見かけます。これも電柱や交通標識等にビラや看板を掲出する行為と同様、屋外広告物法及び同法に基づく屋外広告物条例に違反する行為であり、許可なく行ってはならないものです。又、インターネット広告において「おとり広告」の事例が増加しております。このような広告は、不動産業界全体の信頼を失墜させるものです。このような違法行為は絶対に行わないで下さい。

◆平成28年度不動産法律相談会開催日程 於 支部事務所<10時～12時>水曜日
12/14、1/11、2/8、3/8

ご相談をご希望される方は相談日の5日前までにお申込みください。

◆協会HP及び埼玉県宅建NEWSには、重要なお知らせ事項が載っております。ご参照下さい。

会員直送便の実施月 2月・5月・8月を除く月(年9回)

◆平成28年度会費等の納入に、ご協力を頂きまして、ありがとうございます。未だ納入いただけていない方は、本部納入期限が過ぎておりますので、早急に納入願います。

また、業の廃止等を検討されている方は、支部までご連絡願います。

以上